

## 【和歌山広域協組事件】

## 武谷書記次長らに不当な重罰判決

## 懲役10月～1年4月（3/10 和歌山地裁）

3月10日、和歌山広域協組事件の一審判決が和歌山地裁で出された。

主文は以下のとおり驚くほどの重罰判決だった。

武谷書記次長 懲役1年4月（求刑1年6月）

大原執行委員 懲役10月（求刑1年2月）

松村執行委員 懲役1年（求刑1年2月）

やましいからなのだろうか。裁判長は、消え入りそうな小声で、しかもおそろしく早口で、判決理由を読み上げた。

## ●「元暴力団員に依頼した調査等が発端」

この事件は、2017年8月22日、関生支部がおこなった、和歌山広域協組の丸山克也氏（現・理事長）に対する謝罪要求と抗議行動が、強要未遂および威力業務妨害だとされたもの。抗議行動からじつに2年も経った2019年7月になって、武谷書記次長ら3人の役員が逮捕、起訴された。（それから4か月後には、湯川副委員長=当時=と西山執行委員も逮捕されたが、すぐに保釈されて不起訴が確定している。）

判決は、「丸山が元暴力団員であるTに対して関生支部事務所の調査等を依頼したことが本件の発端になって」と認めている。そのうえで、「元暴力団員のTらに生コン業界の産業別労働組合である関生支部の調査をさせることは、労働組合の運営に影響を与える行為と認められる」ともしている。Tは和歌山広域協組の営業担当で、丸山氏は「使用者側の地位にあ」った。

## ●関生支部のアウト対策抑えこみが「調査等」の目的

丸山氏が依頼したこの「調査等」には次のような背景があった。

和歌山県では2003年頃から、関生支部と県下生コン協同組合との協力関係で生コン価格の引き上げがすすみ、近畿地方のモデルとなっていた。ところが、2016年頃から、関生支部との協力関係を嫌う者が協組を脱退してアウト業者となり、安売りで市況を乱す（次ページ続く）



（判決後の抗議集会。22/3/10和歌前山地裁）

おそれがでてきた。アウト業者は、建造物の品質に悪影響を及ぼす加水行為もしていたことから、関生支部は建設現場での宣伝活動やアウト業者への再加入の働きかけにとりこんでいた。

丸山氏が元暴力団員のTらに依頼した調査等とは、担当役員の武谷書記次長の動静や支部の活動実態を探るためのものだった。調査等の活動にはT自身のほか別の元暴力団員ら2名が加わり、丸山氏自身が現場に出むいたこともあった。丸山氏の目的が関生支部の組合活動を抑えこむことにあったのは疑いない。

### ●関生支部事務所周辺を徘徊して威嚇

2017年夏、関生支部事務所周辺を徘徊する黒塗りの不審車両がいくどか目撃された。

8月18日、不審車両が低速で運転しながら、事務所周辺の車両のナンバーをビデオで撮影しているのを組合員が見つけた。車を止めて質したところ、乗っていた男2人は、「武谷おるか。在籍確認や」と答えた。事務所から出てきた組合員たちが車両を取り囲み、「なにしてるんや」「出てこい」と追及していると、警察がやってきて2人の男をパトカーに乗せて近くの警察署に連れて行った。その際、警察官の手元のバインダーには「K組 H、T2」と書かれていたのを組合員が目撃していた。

### ●「目的は正当。ただし許容される行為には相応の限界」!?

関生支部の歴史においては、暴力団による労働争議への介入がくりかえされ、組合員が殺害された事件までおきている。危機感と怒りをもった関生支部が丸山氏に事実関係を質し、謝罪を求める抗議行動に出たのは当然だ。

判決も、「丸山に対しTらに関生支部事務所へ差し向けたかどうかの事実確認を行い、事実であれば再発防止を求める交渉を行う、という目的自体は正当なもの」と認めてはいる。しかし、そこから先はおかしな論理が展開されていく。「もっとも、関生支部組合員の中に丸山又は広域協に雇用されている者がいないことに照らせば、前期目的を達成する手段として許容される行為には相応の限界がある。」

そして、のちに組合を脱退した元組合員Kと被告人らが、粗暴な口調で怒号した、丸山の名誉を毀損する内容の演説をした、T2らを差し向けたことを認めて謝罪しなければ名誉毀損的な街宣活動を拡大していく旨述べた、4時間30分にわたり雇用関係のない広域協の業務を妨害したとしたうえで、「丸山がT2らを差し向けたことを示す確たる証拠がないにもかかわらず、丸山がTらに指示をしたと決めつけて、丸山に謝罪を強要していることも併せて考えれば、被告人らの行為が法秩序全体の見地から見て許容されるものではないと認められる。」として、組合活動としての正当性を否定するのである。

### ●口裏合わせ

いったい、裁判官はどこに目をつけているのか。

事件前日の8月21日、武谷書記次長は丸山氏に電話して、22日午後には和歌山広域協組事務所であう約束を取り付けた。そのとき、丸山氏の目の前には、18日に関生支部事務所周辺を徘徊していたHとT2がいたことが後日判明している。丸山氏が当日の経過を聞き取り、口裏合わせをしていたのは想像に難くない。ところが、22日、丸山氏は知らぬ存ぜぬとくりかえし、それならばT2らと呼んで事実確認しようとの組合側の提案については頑なに拒否した。(のちに、HとT2は、関生支部事務所周辺には別の「債権回収」の仕事で行ったのだと言い訳するようになった。)

業務を妨害したというが、協組事務所に当日は来客はなかった。事務員は電話に出るなど業務をしていたし、カウンターを挟んで丸山氏とやりとりする組合員にお茶を出したり、灰皿を交換したりもしていた。

### ●丸山氏らの「報復」

判決は、組合員らの「行為は、その要求に応じなければ、その身体、自由、名誉等に対していかなる害悪が加えられるかもしれない旨、通常、他人を畏怖させるに足りるもの」だったし、「丸山が直ちに謝罪しなければならない社会生活上の義務があるとはいえない。」したがって、組合

員らは丸山氏に対して「義務のないこと」を行わせようとしたとして、強要未遂罪の構成要件に該当するのだという。

裁判官はここでも肝心な事実から目を背けている。

事件当日から半年後の2018年1月22日、前年12月のゼネストを奇貨として関生支部との全面対決を打ち出した大阪広域協組が、瀬戸弘幸氏らレイシストを先頭に、関生支部事務所を襲撃する衝撃的な事件がおきた。3日後の25日、大阪広域協組と瀬戸氏らは、和歌山県内のコンビニで休憩中の関生支部の宣伝カーを襲撃し、数時間にわたり組合員を宣伝カーに閉じ込める事件もひきおこした。(組合作成の動画「関西の生コン業界で、いまなにがおきているのか」にはこの場面が出てくる。YouTubeで検索してご覧いただけます。)

ところで、この一連のできごとを記録した関生支部のビデオ映像には、この襲撃事件に加わって、制止する警察官と揉み合う丸山氏の姿が、そしてHやT2の姿も残されている。公判ではその映像が法廷で再生されたのだが、裁判官はこの映像を観てどう思ったのだろうか。

### ●控訴して無罪獲得へ

この刑事事件では、丸山氏を「舌を巻き、怒鳴りつけ」るなど、もっとも強く抗議した元組合員Kは公訴事実を認め、今回の判決の相当以前に有罪判決を得ている。Kは組合を脱退したのち、大阪広域協組や警察・検察の捜査に協力したことから、この和歌山広域協組事件で逮捕されることもなかった。

この先行判決があるせいかもしれない。今回の判決はまさに有罪ありきの作文としかいいようがない代物だ。なぜ裁判所は元暴力団員を使った威嚇行為をかばうのだろうか。

組合は控訴して、無罪を勝ち取るべくたたかいを続ける方針だ。